大熊町の皆さんへ

福島原子力発電所事故から
15年が経過しています

原発事故の
損害賠償の請求は
まだ間に合います

気になることがあれば
お早めにご利用ください

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが
大熊町と連携して 健康診断会場に出張窓口を開設します
弁護士等の専門家と話をして その場で申立てをすることができます

2026年
(令和8年)

予約不要
ご利用は無料

実施日時	ADR受付時間	実施会場
11月 5日(木)	9:00～12:00	大熊町保健センター (大熊町)
11月 9日(月)	9:00～12:00	パレスいわや (いわき市)
11月16日(月)	9:30～12:30	ビッグパレットふくしま (郡山市)
11月23日(月・祝)	9:00～13:00	アピオスペース (会津若松市)
11月24日(火)	9:00～11:00	アピオスペース (会津若松市)

大熊町以外の方でもご利用できます。健康診断を受診されない方でもご利用できます。

**国の機関であるADRセンターでは
無料で話し合いによる和解の仲介をします**

裏面も
ご確認ください

お問い合わせ先 フリーダイヤル **0120-377-155** (平日10時～17時)
文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター

上記の出張窓口では ご都合がつかない方は
平日夜間・土曜窓口をご利用ください

避難先や ご自宅からも
利用できます

詳細は
こちらから

2027年3月までの

奇数月 第1水曜日
16時～20時
11月は
4日(水)

偶数月 第1土曜日
13時～16時
12月は
5日(土)

対面(福島事務所へ来所)
＊郡山駅東口徒歩5分

予約優先制

完全予約制(先着順)

こちらの予約電話番号は **024-941-0164** (平日10時～16時)

例えば このような ご事情はありませんか？
ADRで賠償が認められた事例があります

家族が離れ離れになり
二重生活となった

長年 大熊町に居住し
地域との結びつきが強い

乳幼児の世話をしながら
避難生活を送った

避難により
職を失った

避難により
健康状態が悪化した

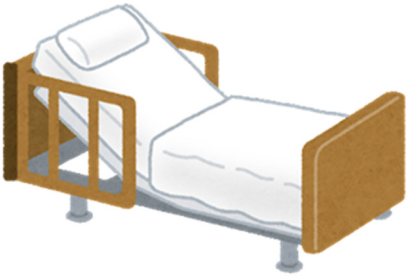

持病や障害を
抱えながら避難した

避難により農機具が
管理できず使用不能となった

自家消費していた
野菜や米を作れなくなり
生活費が増加した

生じた営業損害に対し
直接請求による
賠償では不十分

避難時に持ち出せなかった
高額家財（ピアノ・ひな壇・着物等）があった

墓石の修理費用や
移転費用がかかった

他にも多数の
事例があります

「自分も該当するかも」と思った方は
ADRセンターへの和解仲介の申立てをご検討下さい